

吹田市教育委員会学校教育部設計等業務成績評定要領の運用基準

吹田市教育委員会学校教育部設計等業務成績評定要領（令和４年３月３１日制定。以下「要領」という。）の運用基準は、次のとおりとする。

1 要領第５条関係

要領第５条の評定の方法は、大阪府が定める「大阪府総務部契約局測量・建設コンサルタント等業務検査要領」に基づき、業務ごとに以下の大阪府の成績評定書を準用して行うものとする。

設計等業務

建築・建築設備設計業務成績評定書

土木設計業務成績評定書

工事監理の業務

工事監理業務成績評定書

附 則 （令和４年３月３１日 決済）

1 この運用基準は、令和４年４月１日から施行する。